別表

移動支援事業基準表

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 内　　　　　　　　　　容 |
| 都道府県知事の事業者指定 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第３６条の規定により、同法第５条第２項に規定する居宅介護に係る都道府県知事の指定を受けている事業所であること。 |
| 人員に関する基準 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省令第１７１号。）第２章第２節の基準を満たすこと。 |
| 設備に関する基準 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省令第1１７１号。）第２章第３節の基準を満たすこと。 |
| 運営に関する基準 | 1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省令第１７１号。）第２章第４節の基準を満たすこと。 2. 利用者負担上限額管理対象者が該当である利用者に移動支援を提供する場合は、刈谷市地域生活支援事業負担上限額管理票に利用実績等を記載し、月あたりの利用者負担額が負担上限額に達した場合は、翌月の１０日までに市長に提出しなければならない。 |